

香芝市固定資産評価審査委員会告示第1号

香芝市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月20日

香芝市固定資産評価審査委員会 委員長 出川 洋

香芝市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則

香芝市固定資産評価審査委員会規則（平成12年固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「を記載して委員会の名称を表示し、当該文書を作成した者が署名押印し」を「、委員会の名称及び当該文書を作成した者の氏名を記載し」に改め、同条第3項を削る。

第14条第2項及び第15条第1項中「、記名押印し」を削る。

第1号様式から第3号様式まで、第6号様式から第10号様式まで、第12号様式及び第13号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。